

# 令和4年度 枚方市保健所運営協議会

## 次 第

日 時：令和4年12月7日（水）午後2時～4時

場 所：枚方市第3分館（旧市民会館）3階第3会議室

1. はじめに
2. 令和3年度の取組みについて
3. 令和3年度及び令和4年度の重要取組について

### □ 資 料

- 資 料 1 枚方市保健所運営協議会委員名簿
- 資 料 2 枚方市保健所運営協議会に係る関係例規
- 資 料 3 **【保健医療課】**  
「自殺総合対策大綱」改定について  
～「枚方市いのち支える行動計画」第2期計画策定を見据えて～
- 資 料 4 **【保健衛生課】**  
研修施設で発生した黄色ブドウ球菌食中毒事例について
- 資 料 5 **【保健予防課】**  
枚方市保健所における新型コロナウイルス感染症の取組み  
(第6波～第7波を中心に)

別 冊 令和3年度 年報

## 枚方市保健所運営協議会 委員名簿

(全21人・会長、副会長を除き50音順・敬称略)

	氏名	ふりがな	所属 / 役職等
会長	渡邊 一男	わたなべ かずお	枚方市医師会 会長
副会長	北川 敏夫	きたがわ としお	枚方市歯科医師会 会長
委員	岩田 和彦	いわた かずひこ	大阪精神医療センター 院長
	○上羽 敏明	うえば としあき	枚方市薬剤師会 会長
	加藤 学	かとう まなぶ	枚方保健所地区公衆衛生協力会
	○木村 剛	きむら たけし	枚方公済病院 院長
	阪本 徹	さかもと とおる	枚方市社会福祉協議会 会長
	○田中 眞澄	たなか ますみ	国際ソロブチミスト枚方ー中央 会長
	永井 美恵子	ながい みえこ	枚方市健康づくり食生活改善協議会 副会長
	○西川 和幸	にしかわ かずゆき	大阪府枚方警察署 署長
	西山 利正	にしやま としまさ	関西医科大学 教授
	○長谷川 睦	はせがわ むつみ	北大阪商工会議所 中小企業相談所地域振興課
	原田 玲子	はらだ れいこ	大阪府助産師会 枚方班 班長
	○藤中 明広	ふじなか あきひろ	枚方寝屋川消防組合 消防本部 消防長
	○細野 昇	ほその のぼる	星ヶ丘医療センター 院長
	○松浦 洋介	まつうら ようすけ	北大阪労働基準監督署 署長
	松田 公志	まつだ ただし	関西医科大学附属病院 病院長
	百田 義弘	ももた よしひろ	大阪歯科大学 教授
	矢部 武士	やべ たけし	摂南大学薬学部 教授
	若田 淳子	わかた じゅんこ	枚方市学校保健会 理事
	○和田 真由美	わだ まゆみ	大阪府交野警察署 署長

※前委員の解嘱に伴い新たに委嘱した委員は、氏名の前に○を付しています

## 枚方市保健所運営協議会条例

平成25年12月9日

条例第39号

改正 平成29年9月13日条例第40号

令和4年6月16日条例第20号

(設置)

第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市保健所に、枚方市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(担当事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、枚方市保健所の所管区域内の地域保健及び枚方市保健所の運営に関する事項について調査審議する。

2 協議会は、前項に規定する事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 保健又は医療に係る関係団体を代表する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、協議会の担当事務に関し市長が適当と認める者

(委員の委嘱)

第4条 委員の委嘱期間は、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第5条 市長は、協議会の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長2人以内を置く。

2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を行う。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長（会長が定められていない場合にあつては、市長）が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。

（令4条例20・一部改正）

（会議の公開等）

第8条 協議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する調査審議等を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な調査審議等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 協議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

（平29条例40・一部改正）

（部会）

第9条 会長は、協議会の担当事務に関し必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 前3条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（関係者に対する協力要請）

第10条 協議会は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（委員の守秘義務）

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成29年9月13日条例第40号抄〕

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔令和4年6月16日条例第20号抄〕

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

# 「自殺総合対策大綱」改定について

～「枚方市いのち支える行動計画」  
第2期計画策定を見据えて～



枚方市保健所 保健医療課  
企画・精神保健グループ 精神保健担当

## 「自死」「自殺」の表記について

○遺族や遺児に関する表現を行う場合には、  
心情に配慮し、遺族や遺児に向けた文章等に  
「自死」を使用する。

○自殺対策基本法等の法律で「自殺」という表現を  
使用しており、行為を表現するときは「自殺」を使用する。

(平成28年1月 枚方市)

## 「自殺総合対策大綱」とは①

- 自殺対策基本法第12条に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として策定されるもの。
- 平成19年6月に初の「自殺総合対策大綱」が策定。その後おおむね5年を目途に見直しされている。平成24年、平成29年の改定を経て、本年10月に最新の大綱が策定された。

## 「自殺総合対策大綱」とは②

- 国が定めた「自殺総合対策大綱」を元に、都道府県・市町村が自殺対策計画を定める。



自殺対策大綱は、

「ひらかたいのち支える行動計画」の基礎

となるもの

# 「自殺総合対策大綱」のポイント



- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。(平成18年:32,155人→令和元年:20,169人)
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

## 1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「子ども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

## 2 女性に対する支援の強化

- ▶ 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

## 3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

## 4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
  - ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。
- 孤独・孤立対策等との連携 ■ 自殺者や親族等の名譽等 ■ ゲートキーパー普及※ ■ SNS相談体制充実 ■ 精神科医療との連携  
 ■ 自殺未遂者支援 ■ 勤務問題 ■ 遺族支援 ■ 性的マイノリティ支援 ■ 誹謗中傷対策 ■ 自殺報道対策 ■ 調査研究 ■ 国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。 1

**自殺予防週間**  
9月10日～9月16日

**自殺対策強化月間**  
3月 (1か月間)

令和4年度 自殺予防週間啓発ポスター (9月10日～16日)

# 「自殺総合対策大綱」の概要

※赤字は旧大綱からの主な変更箇所

## 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

## 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)**
  - ・自殺への影響について情報収集・分析
  - ・ICT活用を推進
  - ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響も踏まえた対策
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

## 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
  - ・自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
  - ・子ども家庭庁(令和5年4月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
  - ・地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりの支援
6. **自殺者等の名譽及び生活の平穏に配慮する(新)**
  - ・自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

## 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

→重点施策の拡充内容については、P.3-4

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
  2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
  3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
  4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
  5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
  6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
  7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
  8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
  9. 遭われた人への支援を充実する
  10. 民間団体との連携を強化する
  11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
  12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
- 1.3. **女性の自殺対策を更に推進する(新)**

## 第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。 ※旧大綱の数値目標を継続(平成27年:18.5⇒令和8年:13.0以下) ※令和2年:16.4

## 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
  - ・指定調査研究等法人(いのちを支える自殺対策推進センター)が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
  - ・地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し
  - ・社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を1サイクルで見直しを行う

こんな不調や悩みを感じたら 相談してください

相談先は裏面をご覧ください ▶▶

いのち SOS (NPO法人 自殺対策支援センター・ライフライン)

**0120-061-338**  
月・木 0時～24時(24時間) 火～水/金～日 8時～24時  
よりそいホットライン (一般社団法人 社会的包摂サポートセンター)

**0120-279-338** (24時間)  
いのちの電話 (一般社団法人 いのちの電話連携)

**0120-783-556**  
毎日 16時～21時 毎月10日 8時～翌日8時(24時間)

**0570-783-556**  
毎日 10時～22時

こころの健康相談統一ダイヤル (地方自治体の窓口)

**0570-064-556**  
相談対応の曜日・時間は自治体によって異なります。

SNSでの相談は

まろうよこころ 検索

## 「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

<p><b>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成</li> <li>■ 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援</li> <li>■ <b>地域自殺対策推進センターへの支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自殺対策推進センター長の設置の支援</li> <li>・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援</li> </ul> </li> <li>■ 自殺対策の専任職員の配備・専任部署の設置の促進</li> </ul>	<p><b>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施</li> <li>■ <b>児童生徒の自殺対策に関する教育の実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進</li> </ul> </li> <li>■ <b>自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自殺は、その多くが思い込まれた未だの死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及</li> <li>・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談機関等に集約される情報の活用を検討</li> </ul> </li> <li>■ <b>子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺等の事案について詳細な調査・分析・予防のための子どもの死に検証(CDR、Child Death Review)の推進</li> <li>・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体系の整備把握</li> </ul> </li> <li>■ <b>コロナ禍における自殺等の調査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・うつ病等の精神疾患の病態解明等につなげる学際的研究</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進</li> <li>■ 連携調整を担う人材の養成</li> <li>■ かかりつけ、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上</li> <li>■ 教職員に対する普及啓発</li> <li>■ 介護支援専門員等への研修</li> <li>■ <b>ゲートキーパーの養成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者を含めたゲートキーパー養成</li> </ul> </li> <li>■ <b>自殺対策従事者への心のケア</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配備等支援</li> </ul> </li> <li>■ <b>家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援</b></li> </ul>
<p><b>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>職場におけるメンタルヘルス対策の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメント対策の推進、SNS相談の実施</li> <li>■ 地域における心の健康づくり推進体制の整備</li> <li>■ 学校における心の健康づくり推進体制の整備</li> <li>■ 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 精神科医療、保健、福祉等の連携性の向上、専門職の配置</li> <li>■ <b>精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺の危険性の高い入居を早期に発見し、措置入院や措置入院等における適切な対応の充実</li> </ul> </li> <li>■ <b>子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども心の診療体制の整備</li> </ul> </li> <li>■ うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策</li> </ul>	<p><b>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化</b></li> <li>■ <b>ICT（インターネット・SNS等）活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進</li> </ul> </li> <li>■ <b>インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置やサイバーハラスメントによる取組を推進</li> <li>・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施</li> </ul> </li> <li>■ <b>ひきこもり、児童虐待、性被害、性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性的マイノリティの方等に対する支援の充実</li> </ul> </li> <li>■ 関係機関等の連携に必要な情報共有</li> <li>■ 自殺対策に資する職場づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインでの取組も含めて孤立を助けない職場づくりの取組を推進</li> </ul> </li> <li>■ 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知</li> <li>■ 自殺対策に関する国際協力の推進</li> </ul>	

## 「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

<p><b>8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備</li> <li>■ 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実</li> <li>■ <b>医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備</li> <li>・自殺未遂者が得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進</li> </ul> </li> <li>■ 居場所づくりとの連動による支援</li> <li>■ <b>家族等への身近な支援者に対する支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続スキルを学ぶ動画等の作成・啓発</li> </ul> </li> <li>■ 学校、職場等での事後対応の促進</li> </ul>	<p><b>9. 遺された人への支援を充実する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>遺族の自助グループ等の運営支援</b></li> <li>■ <b>学校、職場等での事後対応の促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進</li> </ul> </li> <li>■ <b>遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進</li> </ul> </li> <li>■ <b>遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上</b></li> <li>■ <b>遺児等への支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>10. 民間団体との連携を強化する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 民間団体の人材育成に対する支援</li> <li>■ <b>地域における連携体制の確立</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>民間団体の相談事業に対する支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充</li> </ul> </li> <li>■ 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>いじめを苦にした子どもの自殺の予防</b></li> <li>■ <b>学生・生徒への支援充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進</li> <li>・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進</li> </ul> </li> <li>■ 学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行う体制の構築</li> <li>・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保</li> <li>■ <b>SOSの出し方に関する教育の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進</li> <li>・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築</li> </ul> </li> <li>■ <b>子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進</li> </ul> </li> <li>■ <b>知人等への支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり</li> </ul> </li> <li>■ <b>子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>長時間労働の是正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進</li> <li>・勤務時間（インターバル）制度の導入促進</li> <li>・コフレで進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進</li> <li>・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進</li> <li>・副業・兼業への対応</li> </ul> </li> <li>■ <b>職場におけるメンタルヘルス対策の推進</b></li> <li>■ <b>ハラスメント防止対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>13. 女性の自殺対策を更に推進する（新設）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>妊産婦への支援の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進</li> </ul> </li> <li>■ <b>コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て中の女性等を対象にきめ細やかな就職支援</li> <li>・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実</li> <li>・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細やかな相談支援等の地方公共団体による取組を支援</li> </ul> </li> <li>■ <b>困難な問題を抱える女性への支援</b></li> </ul>



相談窓口、ゲートキーパー、自殺対策の取り組みなどの情報をわかりやすくまとめたサイト [まもろうよこころ](#) を公開しています。





**広げてみよう  
支え合い**

リーフレットやバナー等みんなで拡散して  
必要とする方に届けましょう！

電話で話したい >

一人でごんていませんか？  
**電話で話したい**

電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している公的な相談窓口につながる全国共通ダイヤルなどの相談窓口を紹介しています。

よりそいホットライン

0120-279-338

（フリーダイヤル・無料）

勇気を出してまず一歩  
**SNSで話したい**

電話で相談しづらい方には、LINEやオンラインチャットなどでの相談窓口があります。スマートフォン・タブレットなどをお使いの場合は、下のリンクを開くかQRコードを読み取ってください。

特定非営利活動法人  
自殺対策支援センター・ライフリンク

SNSやチャットによる自殺防止の相談

支援情報検索サイト

その他、どこに相談したらいいかわからない時は、「全国自殺対策ポータル」にて検索も、可能です。お住まいの都道府県を指定することができます。

支援情報検索サイトはこちら

その他の相談先

法律、会計などの専門性別に相談したい方向性の相談窓口はこちら。

その他の情報について詳しくはこちら >

新型コロナウイルスの感染で自殺イベントを中止・縮減する可能性がある。イベント参加時マスク着用など対策を。

### 1人で悩まずお電話を

全国137万人の自殺者は今年で2110万人。年内でも137万人と前年よりやや減少したものの依然多くの人が悩んでいます。自殺はさまざまな要因が複雑に関係して、その多くが「思い込まずに決めた」であり、だからこそ社会はサポートできる仕組みを作らなければなりません。悩んでいる人は一人で悩まず、専門相談機関にご相談ください。また、身近な人の悩みを聞いてあげると、誰かかまってくれる人が、相談を促したり、サポートの役割を果たすかもしれません。

このページの掲載内容は変更される場合があります。

9月1日午前9時30分～30分毎午後5時～2時間毎で相談を受け付けます。

- ◆このころの電話相談 ☎06・6607・8814  
平日～水・木・金曜（祝祭日） 午前9時30分～午後5時
- ◆若者専用電話相談（わかばダイヤル） ☎06・6607・8814  
全曜（祝祭日） 午前9時30分～午後5時
- ◆このころの電話相談（希望電話） ☎07・7223  
平日午前9時～午後5時30分
- ◆大阪府健康総合センター ☎0725・57・5225  
平日午前10時～午後4時

自殺予防相談センター（予約制）  
一人ひとりを大切にサポートするために、大阪府このころの健康相談センターで専門相談員が相談に応じます。電話で「自死遺族相談」とお伝えください。

- ◆このころの電話相談 ☎06・6691・2818  
平日午前9時～午後5時45分

自殺予防電話相談

- ◆ひらかた いのちのホットライン ☎861・1234  
平日～水・木・金曜（祝祭日） 午前9時～午後8時
- ◆関西いのちの電話 ☎06・6309・1121  
平日～水・木・金曜（祝祭日） 午前9時～午後8時
- ◆大阪府健康センター ☎06・6260・4343  
平日～水・木・金曜（祝祭日） 午前9時～午後8時
- ◆このころの電話 ☎06・6942・9090  
平日～水・木・金曜（祝祭日） 午前9時～午後10時
- ◆健康総合センター（フリーダイヤル） ☎0120・783・556  
毎日午後8時～9時、毎月10日午前8時～翌午前8時（24時間）

【大阪府このころのほっとライン 新型コロナウイルス専用】  
新型コロナウイルス感染症に関する相談に、LINEでもお応えします。水・木・金曜（祝祭日）午後5時30分～10時30分  
LINEアプリから「友だち検索」をしてください  
◎保健医療課 ☎07・7623、☎845・0685

3月は自殺対策強化月間

自殺で亡くなる人は全国で年間約2万人、府内約1400人。自殺は様々な要因が複雑に関係し、その多くが「思い込まれたままの死」であり「防ぐことのできる社会的な問題」と言われています。1人で悩みを抱えず、専門相談機関にご相談ください。

3月1日午前9時30分～31日午後5時24時間体制で相談を受け付けます。一部の伊勢湾側からは接続できません。

### 自殺予防電話相談

- ◆ひらかた いのちのホットライン ☎861・1234 毎週水・金曜午後1時～8時
- ◆関西いのちの電話 ☎06・6309・1121 24時間365日
- ◆大阪府健康センター ☎06・6260・4343 金曜午後1時～日曜午後10時
- ◆このころの救急箱 ☎06・6942・9090 月曜午後7時～火曜午前3時、木・土曜午後7時～10時
- ◆自殺予防いのちの電話 ☎0120・783・556 毎月10日午前8時～翌午前8時

### 新型コロナウイルスに関するこのころの相談

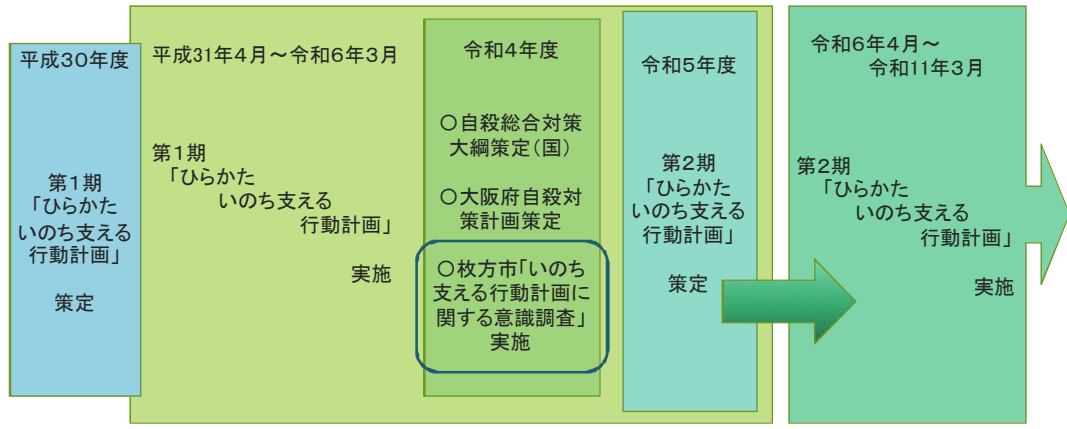
- ◆新型コロナこのころのフリーダイヤル ☎0120-017-556  
水・木・金曜、祝日（年末年始を除く）平日午前9時30分～午後5時（一部の回線側からはつながりません。）
- ◆大阪府このころのほっとライン 新型コロナウイルス専用  
毎週水・土・日曜午後5時30分～10時30分（受付は10時まで）  
新型コロナウイルス感染症への不安やストレスなどこのころの健康に関する相談にLINEでもお応えします。

【自死遺族相談（予約制）】 大切な人を自死で亡くした人のための相談。電話で「自死遺族相談」とお伝えを。  
◆大阪府このころの健康総合センター ☎06-6691-2818 平日午前9時～午後5時45分  
◎保健医療課 ☎07-7623、☎845-0685

「広報ひらかた」より

広報ひらかた 令和3年3月号

「自殺総合対策大綱」から「ひらかたいのち支える行動計画」へ



枚方市「いのち支える行動計画に関する意識調査」

- 令和5年度「第2期自殺対策計画」の策定資料として実施。
- 平成30年度の「第1期自殺対策計画」策定時にも、同様の調査を実施、内容に反映した。
- 令和3年度に国が実施した調査内容を参考にしている。



# 枚方市 「いのち支える行動計画に関する意識調査」



調査対象: 枚方市在住の18歳以上の市民  
(住民基本台帳より無作為抽出)

対象数: 4,000人

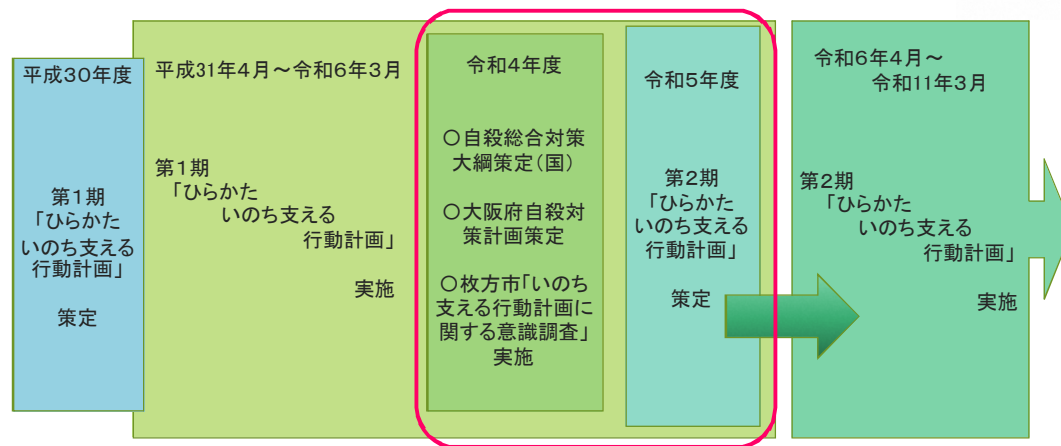
実施期間: 令和4年9月16日～10月31日

調査方法: 郵送・インターネット

回収率: 36.7%



# 「自殺総合対策大綱」から 「ひらかたいのち支える行動計画」へ



誰もが自殺に追い込まれることなく、  
安心して生きることが出来るように、  
社会全体で生きることの包括的な支援を行い、  
市民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らせる  
「ひらかた」をめざす。

平成31年3月策定  
「枚方市いのち支える行動計画」より

みなさまのご理解とご協力を  
よろしくお願いいたします。

# 研修施設で発生した黄色ブドウ球菌 食中毒事例について

(枚方市保健所運営協議会)

令和4年12月7日

枚方市保健所 保健衛生課 食品衛生グループ

## 概要



発生日月	2022年4月22日
患者数/喫食者数	52名/141名
平均潜伏時間	3.7時間
症状	嘔気、嘔吐、下痢等
病因物質	黄色ブドウ球菌(毒素型:A)
原因食品	2022年4月22日に当該施設で調製された夕食(味噌野菜炒め、チキンの赤ワイン煮)

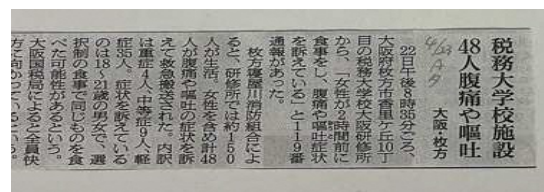
## 探知



令和4年4月22日(金) 22時頃、枚方寝屋川消防組合より本市に「研修施設より20代女性が嘔吐、複数人が発症していると救急要請あり。現場では29名に同じ症状がある」との連絡があった。

⇒ 保健所参事が枚方寝屋川消防組合出身者のため、迅速かつ詳細な情報把握ができた。

## 4月23日(事件翌日)の新聞記事



## 保健所 初動①(ロゴチャット抜粋)



枚方市

4月22日(金)

時間	相手先	発信元	内容
22:32	保健所管理職	参事	研修施設において、食中毒と思われる傷病者が多数発生 消防の覚知時間 20時37分 現地でのトリアージ 黄7人・緑22人 合計29人 現在、受け入れ病院の手配に難航 救急車・消防車の出動 18台 既に情報指令課からプレスへ情報提供しており、現在、多数の問い合わせあり
23:46	保健所管理職	参事	救急搬送の状況 ・京都岡本記念病院(緑20)・佐藤病院(赤1・黄1) ・公済病院(緑6) ・寝屋川生野病院(赤2) ・関西医科大学附属病院(赤2) まだ傷病者が増える可能性あり 下痢や嘔吐に加え、呼吸苦症状あり ⇒ 後に過呼吸と判明

## 保健所 初動②(ロゴチャット抜粋)



枚方市

4月23日(土)

時間	相手先	発信元	内容
0:23	食品衛生G職員	保健衛生課長	食中毒疑い事例発生のため、出勤可能な職員は4月23日(土)、24日(日)に出勤すること
0:27	保健所管理職	保健衛生課長	施設に対して厨房の使用を控えるよう依頼し、28日までは中止することとメニュー表ファックス依頼、名簿作成依頼したことを情報共有

<保健所現場の動き>

施設に連絡し、厨房の使用自粛、喫食者名等の名簿作成、検体の保存を依頼し、今後の調査の流れを説明した

…その後も保健所管理職が翌日の調査方針や市長・議員への報告、原因の推定等を話しあい、深夜1時頃にロゴチャット終了

## 保健所 初動③(クロノロジー抜粋)



枚方市

4月23日(土) at 枚方市保健所

時間	相手先	発信元	内容
9:14	HC	研修施設	4/22夕食のメニュー報告あり ⇒4/20朝~4/22夜までのメニュー報告依頼
10:20	HC	研修施設	メニュー報告あり ⇒ 患者調査票様式の作成開始 職員4人で訪問する旨伝える ⇒厨房調査(2名)、患者調査(2名)
10:55	研修施設	HC	49名中12名入院中←TEL確認 11:30頃に現地訪問する旨伝える
11:05	HC	研修施設	ホームページ等公表については検討中 何らかの公表時はHCに連絡するよう依頼
11:12	-	-	現地調査出発(保健所待機職員は、搬送先医療機関に連絡し、症状や検便検査実施状況等の聞き取り)
11:30	HC	厚労省	厨房調査・患者調査開始

## 研修所・施設概要



枚方市

### 研修所概要

- ・令和4年4月1日から研修生149名(18歳~22歳)が寮生活
- ・研修生は1人ずつ個室割り当て(便所、洗面所、風呂は共用)
- ・研修生は基本的に朝・昼・夕3食ともに当該施設で提供される食事を喫食(土日の食事提供なし、自宅通いの研修生あり)
- ・教職員は約40名在籍しており、一部の教職員は昼食のみ当該施設で提供される食事を喫食(職員に体調不良者なし)

### 施設概要

取得許可 飲食店営業(事業所給食(寮))  
提供食数 約150食×3回/日

## 患者調査



枚方市

### 調査方法

- ・調査対象者が多数のため、研修室にて講義形式で実施
- ・1人は説明、2名は有症者に検便容器を配付
- ・遡り調査は3日(9食)分実施
- ・入院中の患者や欠席者は別途個別対応

⇒ 患者1名が新型コロナウイルス感染症に罹患し、4月22日昼頃までホテル療養しており、4月22日夕食のみ喫食し、かつ発症していたため、4月22日夕食が原因食事と推定された

9

## 患者調査結果



枚方市

発症者数 52名(男性35名、女性17名)  
 喫食者数 141名  
 喫食日時 4月22日17時10分頃 ~ 同日19時00分頃  
 発症日時 4月22日19時00分頃 ~ 翌日8時00分頃  
 潜伏期間 1.5~14時間(平均3.7時間)  
 症 状 下痢(80.8%、平均5.7回)  
 嘔吐(78.8%、平均6.6回)  
 嘔気(76.9%)  
 腹痛(76.9%)  
 発熱(63.5%、平均37.8℃) 等

10

## 4月22日夕食メニュー



枚方市

22日夕食 141名	食数
A定食 味噌野菜炒め	64
B定食 チキンの赤ワイン煮	77
ひじき	33
イワシ青のりフライ	37
抹茶ゼリー	22
たくあん	21
ポテトサラダ	16
野菜あんかけ小鉢	13
サラダ	141
ごはん	140
味噌汁	136

メイン料理はA,B定食の2種類から1種類

小鉢は複数種類から2種類選択可

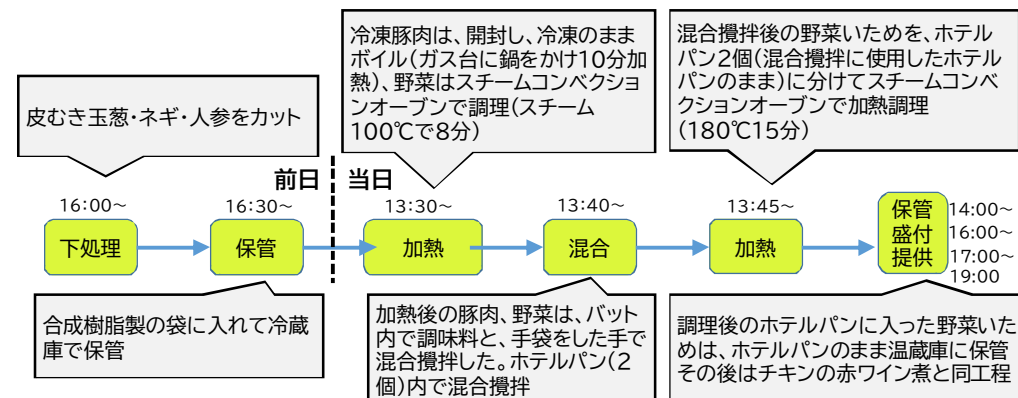
その他ご飯、サラダ、汁物がセット

11

## 調理工程(味噌野菜炒め)

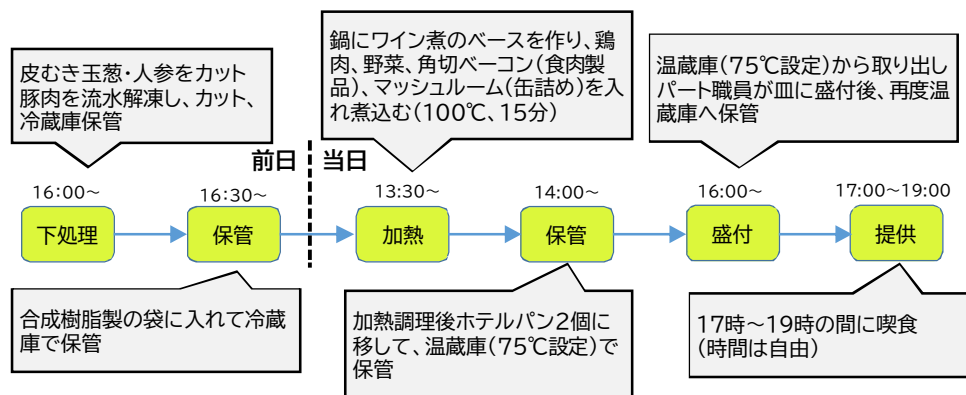


枚方市



調理工程上、食中毒が発生する危険性は低いように見受けられた

12



調理工程上、食中毒が発生する危険性は低いように見受けられた

13

### 1. 従業員の衛生管理について

- 調理従事者は昨年冬から現在に至るまで**両手指に発赤、皮膚亀裂、びらん等の症状を呈していたが、手指の傷について問題ない旨の記録が残されていた。**
- 調理中は手袋を着用しているが、交換のタイミングはルーブル化されておらず、**手袋が破れていても調理工程が変更するまで交換することはなかった。**

14

### 2. 調理について

- 前日にカットを行い、下処理後の食材は冷蔵庫内で区画して保存。
- スチコンで加熱調理する料理の一部は、ホテルパン内で手袋を着用した手で食材と調味料を混合・攪拌。
- 加熱調理済み食品は①最終加熱から盛付けまでの約2時間、②盛付後から提供が終わるまでの約2時間、75℃設定の温蔵庫で保管(**庫内温度や保管している食品の中心温度測定なし**)。

15

### 3. 施設・設備について

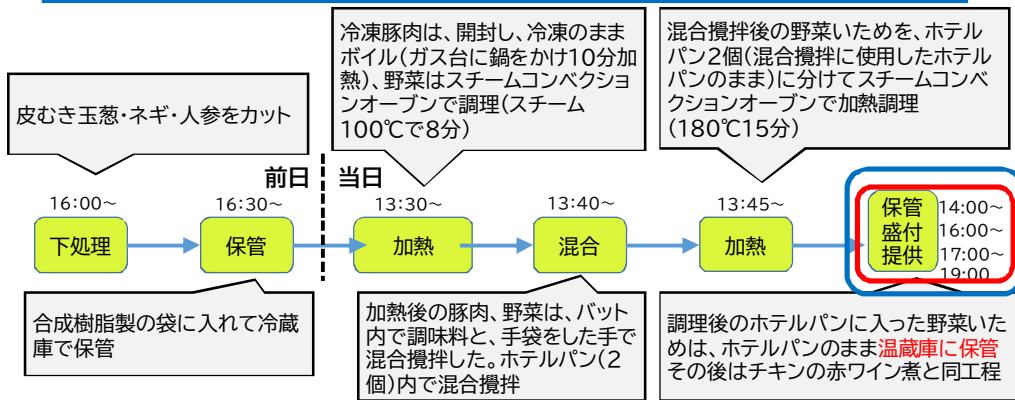
- 下処理場の手洗いが使用できない状態のため、食品・器具洗浄用シンクで手洗いを行っていた。
- 4月25日に営業者が温蔵庫の保温状況を確認するため、75℃に設定した温蔵庫に73℃の湯を入れて保管したところ、**30分後に61℃、60分後に55℃になったとの証言あり。**また、4月28日及び5月6日に、食品衛生監視員が温蔵庫の温度確認を行うために電源を入れようとしたが、電源が入らず**故障していた。**

16

# 調理工程(味噌野菜炒め)



加熱工程以降に調理人の手指、または調理器具を介して食品を汚染した可能性有り

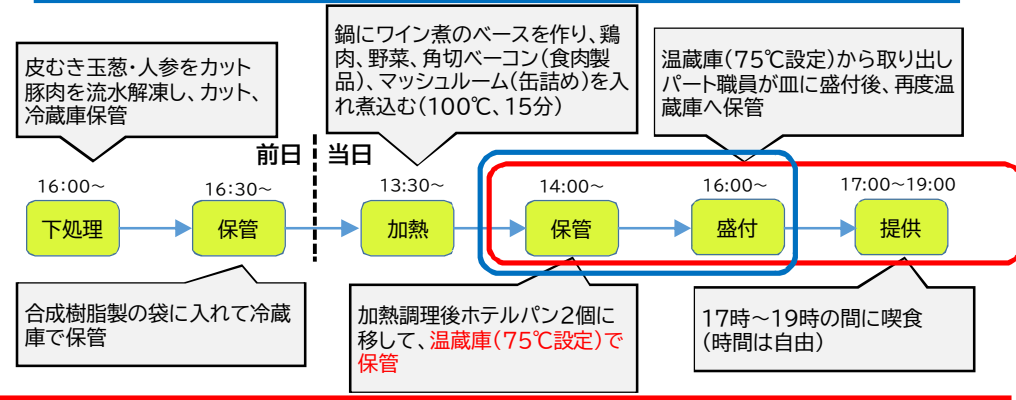


温蔵庫の故障により、長時間(最大14時から19時頃まで)65℃以下で保管された可能性有り

# 調理工程(チキンの赤ワイン煮)



加熱工程以降に調理人の手指、または調理器具を介して食品を汚染した可能性有り

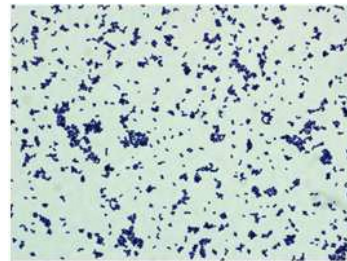


温蔵庫の故障により、長時間(最大14時から19時頃まで)65℃以下で保管された可能性有り

# 検査の概要



- <検体>
- 患者便 : 25検体
  - 患者吐物 : 6検体
  - 従業員便 : 10検体
  - 食品残品 : 5検体
  - 厨房拭取り : 6検体
  - 調理人拭取り : 1検体



検出された黄色ブドウ球菌写真

計53検体について、食中毒菌の検査を行った。  
検体は、調査1~4日目に回収し、回収できた順に検査を行った。

# 検査結果



分類	検体	黄色ブドウ球菌	エンテロトキシン
患者	便(25検体)	陽性15 陰性10	陽性15
	吐物(6検体)	陽性5 陰性1	陽性5
従業員	便(10検体)	陽性3 陰性7	陽性3
食品	味噌野菜炒め	陽性(+++)	陽性(++)
	チキンの赤ワイン煮	陽性(+)	陽性(+)
	米	陰性	—
	味噌汁	陰性	—
ふきとり	サラダ	陰性	—
	従業員用トイレのドアノブ	陰性	—
	下処理室シンクレバー(手洗い用)	陰性	—
	盛付済品保管用冷蔵庫取手	陰性	—
	器具洗浄用シンク取手(上処理室内)	陰性	—
	洗浄後スチコン済ホテルパン	陽性	陽性
	上処理用トング	陰性	—
	調理従事者の手指	陽性	陽性

## 原因食品の特定



枚方市

<理由>

- ① 病因物質が黄色ブドウ球菌
- ② 患者の症状、発症時間、潜伏時間
- ③ 昼食のみ喫食していた教員5名に有症者無し  
→4月22日夕食に提供された食事が疑われる
- ④ 検食のうち味噌野菜炒め及びチキンの赤ワイン煮から黄色ブドウ球菌が検出

4月22日の夕食(味噌野菜炒め及びチキンの赤ワイン煮)が原因食品と考えられる。

21

## 汚染経路の推定



枚方市

<理由>

- ① 調理従事者の手指、洗浄後スチコンで殺菌したホテルパンから黄色ブドウ球菌が検出
- ② 温蔵庫の故障により調理済み食品を65℃以下で4時間程度保管された可能性あり



調理従事者や調理器具を介して食品を汚染し、危険温度帯で4時間程度保管する間に菌が増殖し、毒素が産生された可能性高い

22

## 行政処分



枚方市

### 令和4年4月27日付けで営業停止処分 (令和4年4月28日から4月30日までの3日間)

【処分の理由:食品衛生法第6条第3号違反(食中毒の発生)】

患者グループ141名は、令和4年4月22日17時10分頃から研修所内食堂で調製された食事を喫食し、うち52名が下痢、嘔吐、腹痛等の食中毒様症状を呈していることが判明した。

患者らの共通食は当該施設で提供された食事しかなく、患者らの検便及び検食から黄色ブドウ球菌を検出したこと、発症状況が類似していること、及び医師から食中毒の届出があったことから、当該施設が提供した食事を原因とする食中毒と断定した。

23

## 考察①



枚方市

### HACCPに沿った衛生管理について

- ・調理従事者は昨年末から手湿疹があったが、自己点検で常に問題がない旨を記録。
- ・エリアマネージャーによる施設巡回(数回/年)で指摘無し



×衛生管理計画の作成及び記録を残すことが目的  
○衛生管理の目的を正しく理解したうえで、衛生管理計画に基づき実施・記録・逸脱時に対応

エリアマネージャー等の管理部門は、実施状況が正しく記録に反映されているのか等を評価・検証する必要あり

24

## 考察②



- ・調理従事者は調理時等に衛生手袋を着用していたが、手袋を交換するタイミングは調理従事者に委ねられておりルール化されていなかった。
- ・手袋が破れていてもそのまま調理等を行っていた。



- ・衛生手袋の使い方の誤りや過信は食中毒のリスクあり
- ・手袋交換のタイミング等についてルール整備が必要

25

## 考察③



- ・洗浄後スチコンで殺菌したホテルパンから黄色ブドウ球菌が検出。



- ・器具の洗浄不足及び保管不良により黄色ブドウ球菌の残存・増殖が考えられる
- ・器具から食品を汚染させないために、器具の洗浄方法及び保管方法についてルールの見直し等を行う必要あり

26

## 考察④



- ・温蔵庫の温度確認が行われていなかった。
- ・主に盛付けを行っている作業者は、「温蔵庫内は温かさを感じる程度であった」、「温蔵庫内の上下で温度差があると感じていた」等の違和感を覚えていた。



温蔵庫は調理時に故障していた可能性あり  
温蔵庫は庫内の温度が表示されない仕様のため、  
不適切な温度であっても検知できなかった

- ・食品を保温する場合は温度管理が重要であることを調理従事者が認識する必要あり
- ・温蔵庫の温度管理及び異常があった場合の対応についてルールの整備を行うことが必要

27

## 考察⑤



### 勤務体制の整備について

- ・当該施設では提供する全ての食事を調理従事者1名が主に調理
- ・勤務状況は平日午前3時頃から午後8時頃まで
- ・手指の疾患を未然に防ぐためのケア及び治療し難い労働環境



- ・手指等の傷口(特に化膿しているもの)には黄色ブドウ球菌が多量に存在し、その手で調理等を行うことは食品を汚染させるリスクがあることを従事者が認識する必要あり
- ・調理従事者が手指の疾患を予防・治療できるような勤務体制を整備することが重要

28



## 指導事項(抜粋)



1. 温蔵庫で調理済食品を保管する場合、食品の中心温度が65℃以上を担保でき得る設備で、その記録を最低1年間保存すること。
2. 手洗い設備は専用使用すること。
3. 手袋は使用中に破損しにくい素材で、着用後は表面をアルコール噴霧すること。
4. 清掃や消毒等の作業が手指の皮膚疾患や傷の原因とならないよう、用具や手順、頻度、体制を確認すること。
5. 下痢、嘔吐、発熱などの症状、手指等に化膿創がある調理従事者等は調理作業に従事しないこと。

29

## 改善状況



### 営業者は6月17日付けで改善報告書を提出

1. 温蔵庫を新たに設置しない限り営業を再開しない
2. 物が置いてあり使用できない状態であった手洗い設備を使用可能な状態に整備し、手洗い手順を掲示
3. 手袋の素材変更、交換の方法、タイミングを示したマニュアル作成
4. 清掃用手袋を配置し、社内で清掃方法徹底を教育
5. 健康管理の社内マニュアルに逸脱時の対応等を追記、周知

30

## 謝辞



本資料の作成にあたり、活動時の写真を提供いただきました枚方寝屋川消防組合に深く感謝いたします。

31

資料5

令和4年12月7日 枚方市保健所運営協議会

# 枚方市保健所における 新型コロナウイルス感染症の取組み (第6波～第7波を中心に)

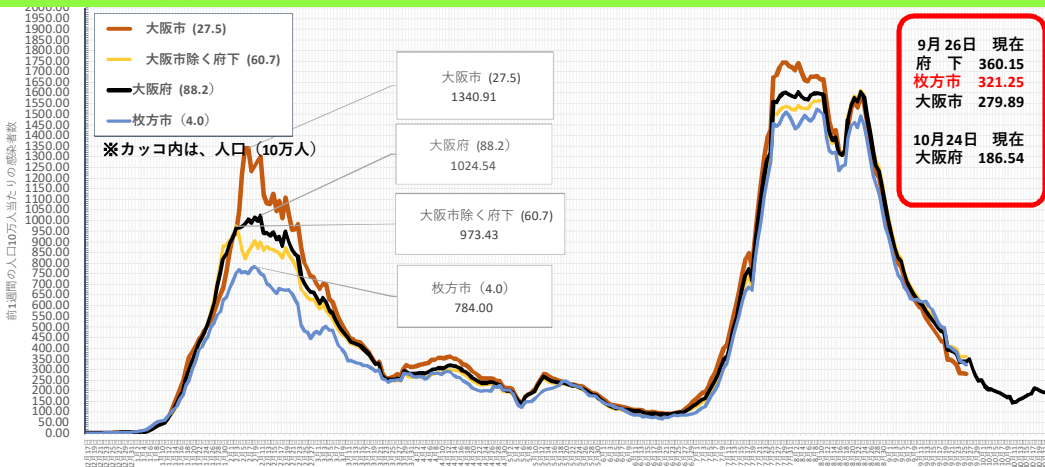
保健予防課 感染症G 浅井 典美

# 枚方市保健所における 新型コロナウイルス感染症の取組み (第6波～第7波を中心に)

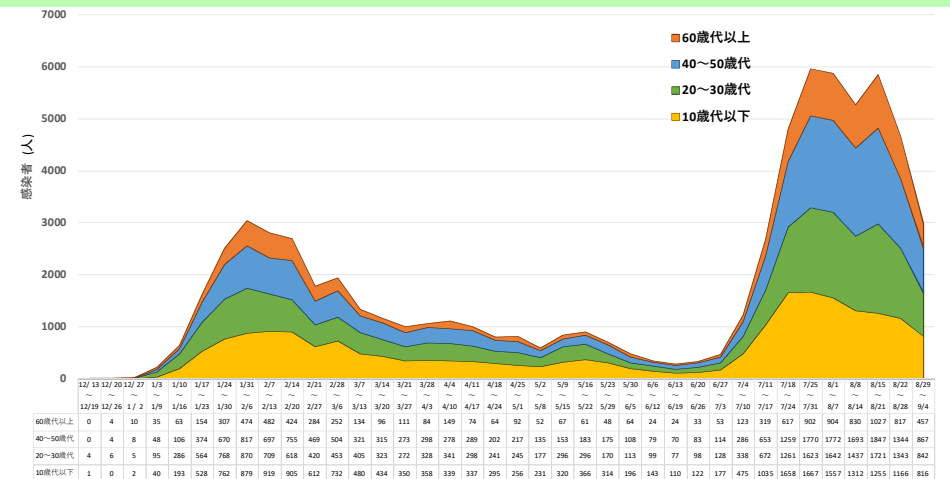
1. 発生状況
2. 保健所の取組み
3. 第8波に向けて

## 1. 発生状況

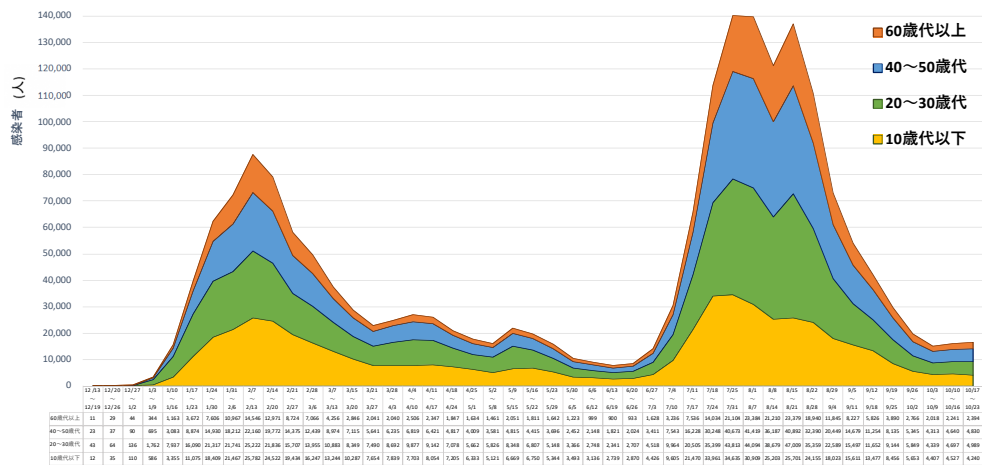
(1) 大阪府人口10万人あたりの感染者数 (2021年12月17日～2022年10月24日)



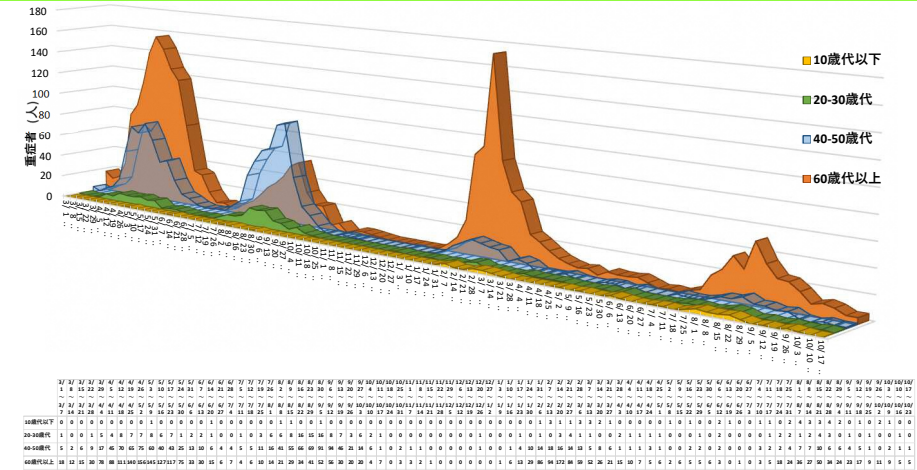
(2) 枚方市 週ごとの年齢区分別感染者数 (2021年12月13日～2022年9月4日)



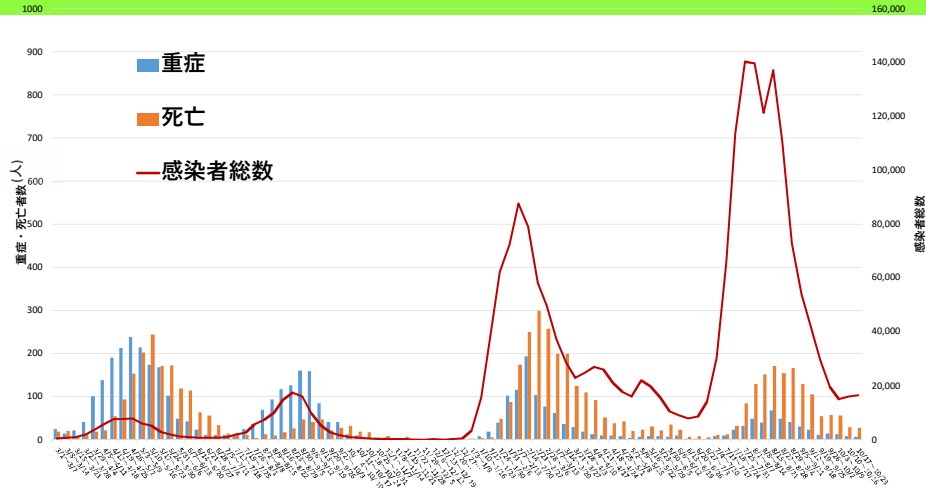
(3) 大阪府 週ごとの年齢別感染者数 (2021年12月13日～2022年10月23日)



(4) 大阪府 年齢別重症者数 (2021年3月1日～2022年10月23日)



(5) 大阪府 週ごとの感染者数及び重症者と死亡者の遷移 (2021年3月1日～2022年10月23日)



## 枚方市保健所における 新型コロナウイルス感染症への取組み (第6波～第7波を中心に)

1. 発生状況
2. 保健所の取組み
3. 第8波に向けて

## 2. 保健所の取組み

### 保健所業務の重点化

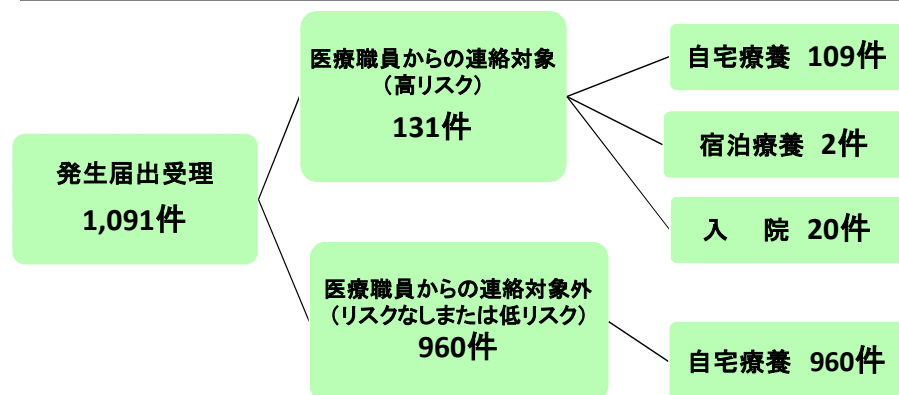
- 発生届に基づく初期対応の対象者の重点化
- 緊急対応体制の堅持
- デジタルの活用
- 事務業務の一元化→業務委託
- セルフケアの向上を図る

## 2. 保健所の取組み

### 保健所業務の重点化

- 発生届に基づく初期対応の対象者の重点化

### R4年7月25日に受理した 発生届に基づく初期対応状況



## 2. 保健所の取組み

### 保健所業務の重点化

- 緊急対応体制の堅持

土日祝日を含めた保健所職員による  
24時間オンコール体制

## 第7波における夜間緊急対応状況

職員による緊急電話体制

⇒職員6人で公用携帯電話2台を順に持ち帰り、概ね23時から翌朝9時までの緊急対応

月	対応件数	対応時間(のべ)	1回の最大対応時間
6月(6月25日以降)	2件	3.0時間	1.5時間
7月	42件	38.5時間	1.5時間
8月	97件	88.0時間	4.5時間
9月	17件	16.5時間	2.0時間

## 2. 保健所の取組み

## 保健所業務の重点化

### 〇デジタルの活用

SMSの活用  
医療機関からの発生届出  
福祉施設で感染者が発生した際の報告  
感染者からの健康状態の報告  
療養証明書発行申請 等

## 2. 保健所の取組み

## 保健所業務の重点化

### 〇事務業務の一元化→業務委託

《 主な事務業務 》  
発生届の受付  
資料発送  
パルスオキシメーターの配送  
療養証明書の発行 等

## 2. 保健所の取組み

## 保健所業務の重点化

### 〇セルフケアの向上を図る

広報ひらかた12月号

《 内容 》

- ・セルフチェック・自宅療養への備え
- ・コロナを疑う症状がある場合の行動の流れ
- ・自宅療養中のオンライン診療・往診の利用について（24時間対応）
- ・自宅療養への備え  
自己検査用キット・体温計・常備薬や解熱鎮痛薬・食料
- ・かかりつけ医に関する情報  
相談窓口等の情報
- ・緊急時の行動、相談連絡先
- ・問い合わせで迷った時の対応
- ・心の相談先

新型コロナウイルス対策  
11月16日現在

## 枚方市保健所における 新型コロナウイルス感染症への取組み (第6波～第7波を中心に)

1. 発生状況
2. 保健所の取組み
3. 第8波に向けて

令和4年12月7日 枚方市保健所運営協議会

## 枚方市保健所における 新型コロナウイルス感染症の取組み (第6波～第7波を中心に)

### 3. 第8波に向けて

#### With コロナへ

- 全数把握の見直し
- 療養期間の短縮と行動制限の緩和
- セルフケアの向上  
(個人や施設の状況に合わせた備え)

以上です、ありがとうございました。